

1 はじめに

県内の建築物や公共交通機関、道路、公園などの施設は、それぞれの施設管理者の努力によりバリアフリー化が進んでいます。

障害者用駐車場や点字ブロックなどほとんどの施設に設置されるようになりました。

しかし、必ずしも障害のある方や高齢の方にとって本当に使いやすい施設になっていないこともあります。

このため、県では、モデルとなる地区や施設で現地調査を実施し、障害者などの当事者や事業者など様々な立場の方に参加していただき意見をいただきながら、整備が必要な個所を整理しました。

調査で明らかになった不便を感じる点や改善するとよい点については、今後の整備の際にチェックすべきポイントとその改善方法を示し、手引きとしてまとめました。

また、今回の調査のように、障害者などの当事者の方や事業者の方が参加してまちづくりを進めるための手法についても、今後のまちづくりに活かしていくことができるよう、手引きとしてまとめました。

福井県では、平成30年に国民体育大会および全国障害者スポーツ大会が予定されているほか、平成37年には北陸新幹線の開業など、今後、県内外から多くのお客様をお迎えすることが予想されます。

その際には、福井県を訪れるすべての方をだれにもやさしい福井のまちと温かい心でお迎えしたいものです。

今後、この手引きが各自治体におけるバリアフリー化推進のための体制づくりや整備の参考としていただければ幸いです。

2 みんなにやさしいまちづくりを進めるために

《当事者が参加したまちづくり》

だれもが安心して生活できる住みよいまちづくりを進めていくためには、障害者や高齢者等の利用方法や移動手段を考慮しながら、あらゆる人々が利用することを想定した整備計画および設計を行う必要があります。

このため、整備計画を策定する過程において、事業主体のみならず様々な立場の地域住民や当事者の意見を聞いて、計画に取り入れていくことが重要です。

●あらゆる人の意見を聞きましょう

【ポイント】

整備する施設や場所を、どのような人が、どういったときに、どのくらい利用するのかを考慮し、できるだけ幅広い人の意見を聞くことが重要です。

《意見を聞く対象者の例》

利用者	利用者以外
<ul style="list-style-type: none">・障害者の方 (障害は特性があるため、視覚・聴覚・身体・知的・精神等、色々な障害の方やその関係者に参加してもらうことが大切です。)・高齢者の方・妊産婦の方・乳幼児の保護者	<ul style="list-style-type: none">・関連のある施設の事業者 (施設管理者、公共交通事業者、道路管理者など)・学識経験者等の有識者 (専門的な知識や他の事例を紹介)

●まちづくりチェックポイント ～3つの視点～

【ポイント】 3つの視点でチェックしましょう。

①移動のしやすさ

- (例)
- ・通行の支障となる段差はないか
 - ・点字ブロックは目的地までつながっているか

②案内情報の分かりやすさ

- (例)
- ・案内板が誰からでも見つけやすい場所にあるか
 - ・案内板は見やすい大きさ、色の文字で書かれているか

③設備の使いやすさ

- (例)
- ・自動精算機は車いすの方でも利用できる高さになっているか
 - ・エレベーターはわかりやすい位置に設置されているか

●段階に応じて意見を聞きましょう

【ポイント】

具体的な計画や設計に入る前など、十分検討が可能である段階で意見を聞くことが重要です。

※意見を聞く手法について例を記載しています。

整備対象や整備規模などを考慮し、意見を反映しやすい方法を活用してください。

①計画段階

- (例)・関連団体へのヒアリングを行う
- ・現地点検（まち歩き）を行う

【ポイント】

計画に盛り込むべき基本的事項について意見をもらいます。
特に利用が予想される対象者を想定します。

②設計段階

- ・事業主体と設計関係者との打ち合わせに参加してもらう
- ・聴取した意見をもとに計画または設計を検討・改善する
- ・設計書に対して意見をもらう

【ポイント】

トイレの配置や数、通路幅などの具体的数値を含め設計書に反映させます。
施工後の手戻りがないようにあらかじめ意見をもらいます。

③工事段階

- ・工事完了後の完了検査の立会いに参加してもらう

【ポイント】

点字ブロックが動線上に設置されているか、押しボタンの位置が使いやすいかなど、設計書にはでてこない施工上の留意点を確認します。
完了検査前に行うことで、竣工前の改良を行います。

《参考事例》整備計画検討チームの現地調査の例

福井県では、平成 23 年度に整備計画検討チームを設置し、モデル地区において、地域の事業者や障害者、高齢者等による現地調査を実施し、問題点および改善策について検討しました。

●モデル地区

福井市（JR 福井駅～バス乗降所～福井運動公園）

●整備計画検討チームの委員

障害者、高齢者の当事者団体、公共交通事象者、学識者、県関係各課（委員については、68 ページで紹介しています）。

<検討会の流れ>

①モデル地区の範囲、現地調査のルート、調査の項目を決定

障害者、高齢者をはじめあらゆる視点から、どのような点に注意して調査すべきかを議論し、チーム内での共通認識を図りました。

②現地調査の実施

ルート 1 : 福井駅改札→福井駅前バス乗場→バス案内所

ルート 2-1 : バス停→福井運動公園入口

ルート 2-2 : 福井運動公園入口→体育館入口、陸上競技場入口

ルート 3-1 : 体育館

ルート 3-2 : 陸上競技場

【調査の実施方法】

- ・移動のしやすさ、案内表示のわかりやすさ、施設整備の使いやすさの 3 つの視点で調査を実施
- ・障害者や高齢者等利用者の目線で点検をしながら実施

③改善策の検討

現地調査で気づいた問題点や整備が不十分である点について改善策を取りまとめ、今回の整備の手引きの参考にしました。

【主な改善策】

整備箇所	問題点	改善策
ボタン式自動ドア	・視覚障害者には開閉ボタンの位置がわかりづらい	・感知式自動ドアへの変更
案内表示	・文字が小さい ・見えにくい位置	・大きな文字、明度差のある色を用いて表示する ・見やすい高さ、動線に対して対面する方向に掲出する
障害者用トイレ	・男女兼用のため利用しづらい	・障害者用トイレ（男女別）の増設
点字ブロック	・歩道からバス案内所まで誘導する点字ブロックがない	・点字ブロックをバス案内所および乗場まで敷設

3 施設整備の手引きの内容

施設整備の手引きでは、整備箇所ごとに具体的な整備の内容を示します。

整備箇所

1つの施設の中においても、箇所ごとに留意するポイントがあります。

①チェックポイント

移動のしやすさ、案内情報のわかりやすさ、施設整備の使いやすさの視点からそれぞれの整備箇所で見べきポイントを記載しています。

- (例) ・通行の支障となる段差がないか
・車いす使用者が通過しやすい幅(120cm以上)となっているか

②参考となる条例基準

遵守すべき法令等の内容を記載しています。

- ・福井県福祉のまちづくり条例
- ・高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(バリアフリー新法)

③整備のポイント

特に優先すべき整備内容を記載しています。

- (例) ・視覚障害者や高齢者のつまずきの原因になる、または、車いす使用者にとってのバリアになる戸の下枠の段をなくすことが重要です。

③整備の手引き

整備にあたっての基本的な考え方と具体的な寸法や必要設備等について記載しています。

- (例) ・出入口の幅は、原則として 80cm 以上とします。
・車いす使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の有効幅は 120cm 以上とし、それ以外の出入口は 90cm 以上とすることが望まれます。

【手引きの見かた】

この手引きでは、必ず整備しなければならない内容を「◎」、整備すると望ましい整内容を「○」として表記していますので、整備の優先順位を判断する際の参考としてください。

4 建築物の出入口

チェックポイント

- ① 出入口の戸の下枠の段はないか
- ② 戸は自動ドアまたは軽い引き戸となっているか
- ③ 車いす使用者が通過しやすい幅となっているか

それぞれの箇所で見
べきポイントを記載し
ています。

<福井県福祉のまちづくり条例施行規則の整備基準>

体育施設の出入口であって、直接地上又は駐車場に通じるもののうち、幅が1以上は、次に定める構造であること。

- (一) 幅は、80センチメートル以上であること。
- (二) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造の戸または車いす使用者が閉して通過することができる構造の戸であること。
- (三) 床面には、通告の際に支障となる段差が設けられていないこと。

まちづくり条例施行
規則の整備基準を記
載しています。
一部、条例基準がな
い項目については移
動円滑化基準を記載
しています。

【整備のポイント】

- ・視覚障害者や高齢者の躓きの原因になる、または車いす使用者にとってになる戸の下枠の段をなくすことが重要です。
- ・主要な出入口には、施設に関する情報を表示した案内板を設置しましょう。

整備のポイントを
短く説明していま
す。

【整備の手引き】

寸法

- ◎ **出入口の幅は80cm以上**とします。
- 車いす使用者、杖使用者等の利便性を考慮すると、主要な出入口の幅は100cm以上、それ以外の出入口は90cm以上とすることが望まれます。
- 出入口の戸の前後には、150cm×150cm以上の平らな部分を確保することが望まれます。

整備にあたっての
基本的な考え方と、
具体的な寸法や必
要設備について記
載しています。

戸の形式

- 開き戸よりも引き戸、また、手動式よりも自動式の戸のほうが、開閉しやすく、安全です。

自動式引き戸

- 開閉の速度は、素早く開き、ゆっくりと閉まるものが望まれます。
- 通過する人がドアに挟まれないように、ドア枠の左右に安全センサーを設置することが望まれます。
- 自動式の場合、非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望まれます。

《参考》 整備の際の基本的な寸法

幅員	基本となる寸法の考え方	備考
80 cm	車いすが通過できる寸法	J I S規格最大寸法 ・手動車いすの寸法 全幅70 cm 全長120 cm
90 cm	車いすで通過しやすい寸法 通路を車いすで通行できる寸法	
120 cm	通路を車いすで通行しやすい寸法 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法 松葉つえ利用者が円滑に通過できる寸法	
140 cm	車いすが転回（180° 方向転換）できる寸法	
150 cm	車いすが回転（360° 方向転換）できる寸法 人と車いすがすれ違える寸法 松葉つえ利用者が円滑に上下できる階段幅の寸法	
180 cm	車いすが回転しやすい寸法 車いす同士が行き違いやすい寸法	

(参考) 上記の元となっている寸法体系 ○…利用が可能である寸法
◎…利用が容易である寸法

	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	210
車いすが通過	○	◎										
松葉つえで通過					◎							
車いすで通行		○			◎							
松葉つえで通行					◎							
車いすと人のすれ違い					○			◎				
車いすが方向転換							○				◎	
車いす同士のすれ違い											◎	
車いすが回転								○				◎
松葉つえで階段を昇降					○			◎				